

平成31年4月23日

## 教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

## 報告事項

- (1) 平成31年度監査等実施計画について
- (2) 定期監査結果の報告について
- (3) 草津市地域学校協働活動推進員委嘱について
- (4) 草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則および草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について
- (5) 草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱の一部を改正する要綱について
- (6) 草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
- (7) 草津市学校事務共同実施推進協議会要綱の制定について
- (8) 草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- (9) 寄付受け入れ報告について

報告 1



監発第51号

平成31年3月24日

草津市教育委員会教育長様

草津市代表監査委員

平成31年度監査等実施計画について（通知）

平成31年度監査等実施計画を別紙のとおり決定したので通知します。

# 平成31年度 監査計画

## 1 監査の基本方針

我国の経済について、景気の現状を示す直近の基調判断（平成31年3月）は「景気は、このところ輸出や生産の一部に弱さもみられるが、緩やかに回復している。」とされている。先行きについては、当面、一部に弱さが残るもの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があり、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても、依然として厳しい状況にある。

本市の財政状況については、大規模事業の実施に伴う公債費が増加し、社会保障関係経費である扶助費が過増する中、平成30年度財政運営計画において、財政収支見通しとして3年間で約55億円の財源不足になると見込んでいる。一方、上述の社会背景から、歳入の根幹をなす市税収入については、宅地開発や企業の設備投資による固定資産税の增收は期待するものの、市税全体としての着実な伸びを期待することは難しく、本市の行財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。

平成31年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、公正不偏の立場から、草津市監査委員監査規程に基づき、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織及び運営の合理化に努めているか」、「法令を遵守しているか」を基本的な視点として監査を実施する。

なお、引き続き、平成27年度に全国都市監査委員会において統一的な監査基準として策定された「都市監査基準」に準拠し監査を進めるものとする。

監査制度の充実・強化を目的に地方自治法の一部を改正する法律が平成29年6月に公布、平成30年4月から一部施行され、平成32年4月からは監査委員が定めた監査基準に従い、監査等が執行される予定である。こうした動向を踏まえ、内部統制の体制の整備や運用状況を着眼点の一つとし、準公金などのリスクが高い事務事業に監査資源を配分することにより監査機能の充実・強化を図る。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性の観点から監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意する。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最小の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)という、いわゆる3Eの観点から監査を行う。
- (4) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (5) 監査結果や改善措置の状況について、積極的な公表を図る。

## 2 各種監査等の実施方針

### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、当年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

### (2) 隨時監査（地方自治法第199条第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるとき適時実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施する。技術的な監査を充実させるため、技術調査業務を委託する。

### (3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が合理的かつ効率的に行われているかについて、隨時実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認める時に実施する。

### (4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助を与えていたる団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要請があるときは、当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて実施する。

なお、対象年度については、当該年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

### (5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

### (6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

#### ① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

#### ② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が適

正かつ効率的に行われているかどうかについて審査を行う。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正に作成されているかどうかについて審査を行う。

（7）その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「平成31年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し市ホームページに公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第199条第12項）

## 平成31年度監査等実施計画表

月	定期監査 対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の 監 査	決算審査・ 健全化法 審査	例月 出納 検査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども未来部 教育委員会	4月下旬に実施 草津第二保育所、矢橋ふたばこども園、志津南小学校					25日 (木)
5	子ども未来部 教育委員会	5月上旬から下旬に実施 玉川幼稚園、常盤幼稚園、笠縫東こども園、矢倉小学校、南笠東小学校、常盤小学校、高穂中学校、老人中学校					27日 (月)
6	総合政策部	行政経営課 広報課 情報政策課					25日 (火)
7	環境経済部 総務部	危機管理課 農林水産課 契約検査課			財援監査 (補助金・ 指定管理) (まちづくり協働部)	↑ 営業計 企会 一特会 ↓ 般別計	25日 (木)
8	総務部			財政課 納税課	工事監査 (上下水道部)		26日 (月)
9	健康福祉部			健康福祉政策課 地域保健課 介護保険課			25日 (水)
10							25日 (金)
11	健康福祉部 子ども未来部 都市計画部			障害福祉課 発達支援センター 交通政策課			25日 (月)
12	都市計画部 建設部			建築課 道路課 住宅課			25日 (水)
1	教育委員会 まちづくり協働部			生涯学習課 スポーツ保健課 まちづくり協働課			27日 (月)
2	上下水道部 教育委員会			北山田浄水場 学校教育課 図書館			25日 (火)
3							25日 (水)



監発第39号

平成31年3月25日

草津市教育委員会教育長様

草津市監査委員 平井 文雄  
草津市監査委員 永井 信雄

## 定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

## 記

監査期日	監査対象機関
平成31年 1月23日	文化財保護課
平成31年 2月21日	学校政策推進課
平成31年 2月22日	草津宿街道交流館

## 定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
文化財保護課	平成31年1月23日	平成29年度	平井 文雄 永井 信雄

### 1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成29年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成27年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、次の着眼点及び方法により実施した。

#### （1）重点項目

- ① 宅地開発等関連遺跡発掘調査費
- ② 史跡草津宿本陣整備費

#### （2）監査の主な着眼点

- ・宅地開発等関連遺跡発掘調査費について、発掘調査の機材の調達など、受託業務が合理的・経済的に行われているか。
- ・史跡草津宿本陣整備費について、工事の契約、施工管理、検査などが法令規則等に基づき事務処理されているか。

#### （3）監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成29年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

#### ① 宅地開発等関連遺跡発掘調査費

市内各所で行われる民間開発、公共事業等に係り、該当する埋蔵文化財発掘調査を実施し、埋蔵文化財の適正な保護を図ることを目的に、各発掘調査を実施された。

なお、今後増え続ける埋蔵文化財（出土遺物・各種調査成果）の保管・維持管理・活用について、その拠点となる施設等の確保が課題となっている。

ア. 各埋蔵文化財発掘調査ならびに整理業務の概要

	業務名称	調査要因	調査面積 (m <sup>2</sup> )	受託契約額 (千円)	業務内容
1	坊主東遺跡発掘調査業務	店舗建設	340.00	1,260	発掘調査・整理業務
2	中沢遺跡発掘調査業務	宅地造成	344.00	1,328	発掘調査・整理業務
3	中沢遺跡発掘調査整理業務	共同住宅建設	-	270	整理業務
4	宮西遺跡発掘調査整理業務	社会福祉施設建設	-	380	整理業務
5	榊差遺跡ほか3遺跡発掘調査業務	区画整理事業	8,056.60	48,000	発掘調査・整理業務
6	中畠遺跡発掘調査整理業務	宅地造成工事	-	1,834	整理業務
7	大將軍遺跡発掘調査業務	共同住宅建設	184.50	480	発掘調査
8	草津宿場町遺跡発掘調査業務	集合住宅建設	1,541.00	2,000	発掘調査
合計			10,466.10	55,552	

イ. 南草津プリムタウン土地区画整理事業関連

土地区画整理事業地における発掘調査において、調査面積が大きく限られた期間で調査等を実施する必要があることから、その一部について公益財団法人滋賀県文化財保護協会に委託し実施された。現地発掘調査は平成27年度より着手され、整理業務を含め平成33年度末で完了する計画である。

・榊差遺跡他3遺跡発掘調査等年度別内訳表

年度	草津市			公益財団法人 滋賀県文化財保護協会		
	調査面積 (m <sup>2</sup> )	発掘 調査費 (千円)	調査 整理費 (千円)	調査面積 (m <sup>2</sup> )	発掘 調査費 (千円)	調査 整理費 (千円)
H27	6,310	28,395	-	8,661	77,949	-
H28	11,977	53,896	-	8,202	73,818	-
H29	11,356	51,102	6,310	3,883	34,947	-
H30	8,873	39,928	11,978	-	-	12,991
H31	4,675	21,037	11,356	-	-	12,303
H32	-	-	8,873	-	-	5,824
H33	-	-	4,675	-	-	-
合計	43,191	194,358	43,192	20,746	186,714	31,118

調査面積合計 : 63, 937 m<sup>2</sup>

発掘調査費合計 : 381, 072, 000 円

調査整理費 : 74, 310, 000 円

## ② 史跡草津宿本陣整備費

史跡草津宿本陣は、平成元年から平成7年にかけて史跡東地区の保存整備工事を終え、平成8年から一般公開されている。指定地内の史跡構成要素（建物等）のなかには経年等によるき損が進んでおり、早急な保存修理工事が必要なものがあることから、順次保存修理工事等を実施し、史跡の適正な保存管理・公開活用を図るべく計画されている。

平成29年度は、東地区の土蔵2について保存修理工事を継続実施するとともに、土蔵2および土蔵4の保存修理工事報告書を作成・刊行された。

### ア. 史跡草津宿本陣（土蔵2ほか）保存修理工事

#### 《工事内容》

土蔵2（下屋付、平面積27.6 m<sup>2</sup>）について保存修理工事を実施。当該工事は、3カ年事業（H27～H29）で実施する最終年次の工事である。

#### 《契約金額および相手方》

契約金額 : 7, 354, 800 円（当初契約）

相手方 : 株式会社建部

#### 《変更契約金額および理由》

契約金額 : 8, 013, 600 円（変更契約後）

変更理由：当初発注設計において本年度の労務単価の上昇等から発注控えを行った雑工事（桶工事）を追加する必要があることに加え、工事途中で確認された土蔵2内部の造作（棚・戸棚のひずみ等）の解消として、造作材の加工及び繕いを追加実施する必要があるため。

### イ. 史跡草津宿本陣（土蔵2ほか1棟）保存修理工事報告書作成業務

#### 《業務目的》

平成27年度～29年度の3カ年計画で実施してきた史跡草津宿本陣（土蔵2ほか1棟）の工事概要の記録化を目的とした修理報告書の作成である。

#### 《業務内容》

上記報告書を刊行するため、報告書に記載する工事概要について、図面・写真・関係文書等を整理し、報告書に必要な原稿作成を委託する。

#### 《契約金額および相手方》

契約金額 : 756, 000 円

相手方 : 一般財団法人 建築研究協会

### 3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれたい。  
なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

#### 【検出事項】

- (1) 草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱の雇用通知書について  
草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱の別記様式第1号（第4条第2項関係）に規定されている雇用通知書の勤務時間は、「午前9時から午後4時45分まで 休憩時間45分」となっているが、実際の雇用通知書の休憩時間は1時間となっている。

#### 【意見・指摘事項】

- (1) 草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱に規定されている埋蔵文化財発掘調査要員雇用通知書（別記様式第1号）の勤務時間について、現状と合致するよう同要綱の別記様式第1号を改正されたい。

## 定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
学校政策推進課	平成 31 年 2 月 21 日	平成 29 年度	平井 文雄 永井 信雄

### 1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成 29 年度分について重点項目を定め、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、次の着眼点及び方法により実施した。

#### (1) 重点項目

- ① 学校改革推進費
- ② 学校 I C T 推進費

#### (2) 監査の主な着眼点

- ・委託料の支出、業務報告等は契約の内容に基づき適正に行われているか。
- ・委託業務内容の履行確認は適正に行われているか。
- ・各種推進事業に対する講師謝礼は適正に行われているか。
- ・各種教育用機器等を賃貸借（長期契約含む）するための事務は公正に処理され、また適正に管理されているか。

#### (3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成 29 年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

#### ① 学校改革推進費

市内各小中学校が、主体的・創造的なプロジェクトを企画・実施することにより、各校の強みを生かした教育や魅力ある学校づくりを目指し、児童・生徒の学びの深化や学習意欲の向上を図るとともに、将来に向けての夢や希望を育むこと、新しい時代の要請に応える教育の実現を図るため、次の事業を実施された。

#### ア. 教育プロジェクト

児童生徒の実態や課題を踏まえ、学習意欲や学力の向上、活力ある学校づくりにつながる取組を実施された。年間を通じて各校10万円の予算の範囲で主体的に計画・実施（講師の招へい、授業公開や取組の発表など）して、その成果を市内外に広く発信し、学校改革につながる取り組みを推進された。

##### ○小学校

各分野の専門家を招へいし、児童を対象に環境、自然、異文化、生命、食文化、体育、音楽、情報などの特別授業や、教職員を対象に校内研究会等を開催され、情報モラル、授業、特別支援教育、道徳教育、環境教育、研究指定授業、学校図書館活用、図工指導などに取り組まれた。

##### ○中学校

小学校と同じく各分野の専門家を招へいし、生徒を対象に人権、環境、生命の授業やキャリア教育の講演会、学習支援センターの配置などを、教職員を対象に言語活動の校内研究会や生命や環境の授業指導などに取り組まれた。

#### イ. 夢・未来を抱くスペシャル授業 in 草津

各界において最前線で活躍する専門家を教育委員会が選定し、希望する小中学校で特別授業を小学校6校と中学校1校（小学校と合同）で実施された。講話等を通して、学習の理解を深めるとともに、講師の生き方に触れたり、夢に向かって努力することの大切さを学び、将来について考え、夢を抱くきっかけとされている。

講師は、企業の社長や競馬騎手、パラリンピック競泳競技日本代表選手、俳人、イグノーベル賞受賞者、ロボット技術の専門家などであり、報償費は5万円から21万円までの間で執行された。

#### ② 学校ICT推進費

ICT推進に必要な学習環境の整備と、ICTの特徴を生かした効果的な授業を推進し、わかりやすい授業と子どもたちの主体的な学びの実現を図るため、児童生徒については、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問い合わせ立ててその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことができるような資質・能力を育成するため、ICTを活用した市独自のアナログとデジタルを組み合わせて「主体的・対話的で深い学び」を踏まえた授業改善に取り組まれた。

このような資質・能力を育成するために、教職員については、学校ICT支援員や有識者と連携し、授業の中でICT機器を有効活用する実践力を身に付けることを目指し、指導者・学習者用ツールとして、タブレット端末と電子黒板を積極的に活用し、「教える授業」から「学びあう授業」へ転換を図られている。

なお、ICT機器の整備状況や教職員対象の各種研修会等は下記のとおり。

ア. ICT機器の整備状況（平成30年度末時点）

電子黒板 (液晶)	市内全小学校		市内全中学校	
	設置台数	導入率	設置台数	導入率
	285	87.5% (普通教室)	103	85.7% (普通教室)
タブレットPC	3,500	約2.3人に1台	1,320	約2.3人に1台

※電子黒板で、シート型を含めれば導入率100%。

※タブレットPCは、全小中学校3学級ごとに各35台配置

※特別支援学級用に全小中学校に各10台配置

イ. ICT教育（プログラミング教育）推進にかかる研修会

日時	平成29年8月4日 13:00~16:45
講師	小林 祐紀（茨城大学教育学部准教授）
内容	①13:00~14:45 研究実証校教職員向け指導助言 ②15:15~16:45 各校教育情報化リーダー向け指導講話 ・学習指導案についての指導助言 ・教科学習におけるプログラミング的思考の育成について ・コンピュータサイエンスアンプラグドについて
参加者	①研究実証校（志津南小・玉川小）教職員、教育委員会事務局担当者 ②各校教育情報化リーダー

ウ. 次世代の教育情報化推進にかかる研修会

日時	平成29年7月14日 13:30~16:50
講師	藤村 裕一（鳴門教育大学大学院准教授）
内容	①13:30~15:00 H29年度の事業計画についての指導助言 ②15:20~16:50 校内研究授業の構想についての指導助言
参加者	①教育委員会事務局担当者 ②玉川小学校 校長、教頭、研究推進委員、学年担任

その他、教科学習におけるプログラミング的思考の育成、コンピュータサイエンスアンプラグドの具体的実践方法、情報活用能力育成にかかる年間計画の内容、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」についての指導助言等を、志津南小・玉川小・教育委員会学校政策課職員などを対象に、6日間11回開催された。

エ. 次世代の教育情報化推進にかかる研修会（校内研究会）

日時	平成29年10月18日 14:30~16:50
講師	高田 秀志（立命館大学情報理工学部教授）
内容	志津南小学校校内研究会（プログラミングソフトの活用）
参加者	志津南小学校職員20名

その他、研究発表大会における講演を、研究発表大会参加者等を対象に、志津南小と玉川小で各1日間1回ずつ開催された。

オ. 学校ICT支援員配置業務（委託契約）

業者名 岡山県岡山市北区南方3-7-17

㈱ ベネッセコーポレーション初等中等教育事業本部

契約金額 23,695,200円 (月額 1,974,600円)

履行期間 平成29年4月10日～平成30年3月31日

業務内容（実績）

市内全公立小中学校をICT支援員8名が巡回訪問し、授業の研修、授業において、教職員と相談したり学校の依頼を受けたりしながら、ICTに関する業務全般のサポート。また、8名の支援員とは別に、教育委員会の窓口役として支援員を指揮統括するリーダー業務責任者を設置、支援員の指導や労務管理、支援員間の情報共有、業務報告書の作成。

履行場所 小学校14校・中学校6校および草津市立教育研究所

（支援員の派遣は平成29年5月1日より平成30年3月31日）

カ. 協働学習・家庭学習システム利用ライセンス

システムの内容

協働学習・一斉学習・個別学習それぞれの学習場面に対応したタブレット学習用オールインワンソフト

品名 ミライシード（ベネッセコーポレーション社製）

数量 一式（市内小学校14校 中学校6校）

業者名 大津市浜大津1丁目4番12号

キスシステム 倍

契約金額 7,134,480円（月額 594,540円）

履行期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

キ. その他の業務

- ・小学校プログラミング学習ロボット一式（賃貸借） 小学校2校 9月～3月
- ・電子黒板、教育用コンピュータ・タブレット・タブレット型コンピュータ、学校図書館運営業務用パソコン、教育ネットワークシステムの賃貸借や長期継続契約

3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められた。今後、より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

【意見・指摘事項】

特になし

## 定期監査結果報告書

監査対象機関	監査実施期日	対象年度	監査委員
草津宿街道交流館	平成 31 年 2 月 22 日	平成 29 年度	平井 文雄 永井 信雄

### 1 監査の範囲および方法

所管事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成 29 年度分について重点項目を定め、前回監査実施時（平成 26 年度）における指摘事項に対する改善状況の確認はもとより、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、次の着眼点及び方法により実施した。

#### (1) 重点項目

- ① 史跡草津宿本陣管理運営費
- ② 草津宿街道交流館運営費

#### (2) 監査の主な着眼点

- ・史跡草津宿本陣および草津宿街道交流館の入館料等の徴収事務について、適正かつ確実に行われているか。
- ・史跡草津宿本陣および草津宿街道交流館の施設管理が適切に行われているか。

#### (3) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 2 監査対象とした事務事業の執行内容

平成 29 年度に執行された事務事業のうち、今回重点的に調査を行った項目の主な内容は次のとおりである。

#### ① 史跡草津宿本陣管理運営費

江戸時代の東海道と中山道が分岐する唯一無二の交通の要衝であった草津の歴史的特性を象徴する国指定史跡草津宿本陣を一般に公開し、その保存および活用を図り、市民文化の向上に資することを目的に管理運営に努められた。

本陣に親しんでいただけけるよう、草津市花道協会の各流派の協力を得て、毎週季節の花を施設内 3 間所に生けられ、子ども向けに「貝合わせ」や「かるた」などを、また、年に何回かは大名衣装をつける衣装体験も実施された。

## ○歳入予算執行状況

(単位：円)

目(細節)	件名	相手先	収入済額
教育使用料 (草津宿街道交流館)	入館料、旅行会社 観光券、結婚式前 撮り入館料	入館者、旅行会 社、懶クサツエ ストピアホテル	2,793,930円
教育費県補助金 (史跡草津宿本陣管 理事業)	滋賀県文化財保存 事業補助金(史跡 草津宿本陣)	滋賀県	43,000円
雑入 (街道文化講座)	本陣楽座参加料、 衣装体験参加料、 「アオバナでパン ダナ作り」参加料	参加者	452,960円
雑入 (市史頒布費)	史跡草津宿本陣図 録等	史跡草津宿本陣 入館者	117,500円
	合計		3,407,390円

## ○入館者数推移

年度	全入館者数		
		有料人数	学校団体見学者
平成29年度	18,050人	14,113人	482人
平成28年度	18,694人	14,149人	972人
平成27年度	18,803人	14,769人	721人

## ○主な事業

## ア. 本陣楽座 落語会

平成26年度に「楽座館」を開設し、以来毎月第1土曜日に落語会を開催されている。江戸時代から続く伝統芸能を通して史跡草津宿本陣に来ていただく述べきつかけ作りを図るとともに、定期公演とすることによって史跡草津宿本陣のリピーターを確保し、さらには草津宿を市内外に広くアピールすることも企図されている。

- ・開演時間 午後2時～3時
- ・出演者 上方落語協会
- ・実績 707名(全12回)

## イ. 和音会

会場を楽座館から本陣座敷部に移し、公演時間・定員を拡大した特別版として実施された。江戸時代の建物で伝統文化に触れるという体験を通して、市内外の方々へ本陣の魅力発信や新規来館者の獲得、文化財の積極的な活用が図られた。

- ・開催日時 平成29年9月16日(土) 午後6時30分から  
平成30年3月17日(土) 午後6時30分から
- ・出演者 和楽器演奏集団「独楽(こま)」
- ・実績 93名(全2回)

## ウ. その他施設の管理業務等

- ・史跡草津宿本陣上段相の間「狗子図障子」修繕 1,173,664円

- ・史跡草津宿本陣建具修繕 581,040円
- ・史跡草津宿本陣清掃管理業務委託 1,404,216円（年額）
- ・史跡草津宿本陣庭園整備業務 658,800円
- ・史跡草津宿本陣主庭梅植替業務 297,000円
- ・所蔵資料管理システムサービス「I.B.Museum SaaS」利用業務

320,000円

## ② 草津宿街道交流館運営費

草津の歴史的特性である江戸時代の宿場や街道について広く啓発するために、草津宿街道交流館において展示や事業を展開することを通して情報を発信し、ひいては市民のふるさと意識の高揚を図り地域づくりに寄与することを目的に、市民の草津市の歴史文化への興味の高まりに対応できるよう留意して取り組まれた。また、平成11年の開館以降施設の老朽化が進んだため、展示施設についてリニューアルを実施し、老朽設備の廃棄とともに壁面改修や展示ケースを更新整備された。

### ○歳入予算執行状況

(単位：円)

目(細節)	件名	相手先	収入済額
教育使用料 (草津宿街道 交流館)	観覧料、旅行会社観光券、観光券取扱手数料補填	観覧者、旅行会社	1,169,980円
雑入(街道文 化講座)	会員会費、ワークシ ヨップ、受講料	会員、参加者、受講者	221,500円
雑入(市史頒 布費)	草津市史等頒布費、 他社グッズ販売手数料	観覧者	580,370円
合計			1,971,850円

### ○入館者数推移

年度	全入館者数			会員数
		有料人数	学校団体見学者	
平成29年度	15,019人	7,555人	482人	101人
平成28年度	14,635人	7,001人	851人	94人
平成27年度	14,545人	8,171人	721人	86人

### ○主な事業

#### ア. 夏季テーマ展「さわってあそぶおもちゃたちー動かす郷土玩具の世界ー」

願いを込めて、飾られ、贈られる存在としての郷土玩具ではなく、実際に子どもたちが手に取り子どもたちによって遊ばれてこそ、その魅力を發揮する郷土玩具を、その遊び方ごとに紹介されるとともに、滋賀県内の郷土玩具も紹介された。

- ・会期 平成29年7月22日(土)～平成29年9月3日(日)
- ・実績 738人

イ. 秋季テーマ展「名所をたどる－東海道五十三次のイメージ」

平成29年度に「東海道シンポジウム 草津大会」を開催し、これを記念して、東海道五十三次を題材にとった浮世絵を展示された。

- ・会期 平成29年10月7日（土）～11月12日（日）
- ・実績 1,172人

ウ. 春季テーマ展「ちょっと古くてなつかしい駅弁掛け紙」

草津市が所蔵する資料をより多くの市民に見ていただく機会として、館蔵コレクション展を開催された。今回のコレクション展は山口正氏寄贈の山口コレクションの中から駅弁掛け紙を中心として、所蔵資料を紹介された。

- ・会期 平成30年3月17日（土）～5月13日（日）
- ・実績 72人（29年度内） 期間内1,290人

エ. 東海道草津宿シンポジウム

草津宿街道交流館では、東海道や中山道の宿場町人気投票や街道観光などで、これまででも街道沿いの自治体関係施設と連携した取り組みが行われてきたが、今回、特定非営利活動法人東海道宿駅会議の草津宿大会として実施し、東海道沿道の市町に草津宿の歴史的紹介や宿場町景観への取り組みが紹介された。

- ・内容 講演会とトークセッション
- ・日時 平成29年11月3日（金・祝）午後2時30分～午後5時
- ・会場 草津アミカホール
- ・実績 257人

オ. くさつ・歴史発見塾

江戸期から明治時代の旅、古写真、城郭とその遺構、くすりの歴史、祭りの変化などテーマに沿った専門家による講演を、全5回シリーズで実施された。

- ・実績 263人（全5回）

カ. 施設の主な管理業務等

- ・草津宿街道交流館空調設備機器（ガスヒーポン）修繕 149,040円
- ・草津宿街道交流館清掃管理業務 1,023,840円
- ・草津宿街道交流館エレベーター設備保守管理業務 479,520円
- ・草津宿街道交流館展示リニューアル業務 5,950,800円

### 3 監査の結果

事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後より適正で有効かつ効率的な事業執行に取り組まれたい。

なお、軽微な事項については口頭により指導し改善等を求めた。

#### 【検出事項】

- (1) 史跡草津宿本陣の入館料ならびに草津宿街道交流館の観覧料の減免対象者の規定について

両施設の入館料・閲覧料の減免に関する規則において、市内の幼稚園・保育所の園児等の引率者は減免対象としているが、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で規定）は規定されていない。

#### 【意見・指摘事項】

- (1) 史跡草津宿本陣の入館料ならびに草津宿街道交流館の観覧料の減免対象者に、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で規定）が規定されていないので、認定子ども園についても減免対象となるよう、草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則ならびに、草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則を改正されたい。

## 平成31年度 地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）名簿

学校名	氏名
志津小学校	井戸 静代
	山中 由紀子
志津南小学校	和田 基
草津小学校	辻 圭子
草津第二小学校	久志 博子
渋川小学校	澤村 忍
矢倉小学校	奥井 照夫
老上小学校	松岡 孝子
老上西小学校	武井 美代
	羽野 智美
玉川小学校	岩崎 教子
南笠東小学校	柳川 久美子
山田小学校	中島 民恵
笠縫小学校	山田 ひかる
	小寺 厚子
笠縫東小学校	村田 可奈子
常盤小学校	港 富士子

任期 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

(老上西小 羽野智美は平成31年4月4日から平成32年3月21日まで)

草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則および草津市  
史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

(草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則の一部改正)

第1条 草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則（平成26年草津  
市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「および保育所」を「、保育所および認定こども園」に改める。

(草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則の一部改正)

第2条 草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則（平成26年草津市規則  
第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「および保育所」を「、保育所および認定こども園」に改め  
る。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則および草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則（第1条関係）新旧対照表

新規則（案）	旧規則
第1条（略） (観覧料等の減免)	第1条（略） (観覧料等の減免)
第2条 草津市立草津宿街道交流館条例（平成10年草津市条例第3号。以下「条例」という。）第4条第3項の規定により特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。 (1)～(2)（略） (3) 市内の幼稚園、保育所および認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の教員、保育士等が、幼稚園等の行事として、園児等を引率して観覧するとき 全額 (4)（略） 2～3（略）	第2条 草津市立草津宿街道交流館条例（平成10年草津市条例第3号。以下「条例」という。）第4条第3項の規定により特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。 (1)～(2)（略） (3) 市内の幼稚園および保育所（以下「幼稚園等」という。）の教員、保育士等が、幼稚園等の行事として、園児等を引率して観覧するとき 全額 (4)（略） 2～3（略）
第3条（略） 別記様式第1号～第2号（略）	第3条（略） 別記様式第1号～第2号（略）

草津市立草津宿街道交流館の観覧料等の徴収等に関する規則および草津市史跡草津宿本陣の入館料等の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

草津市史跡草津宿本陣の入館料の徴収等に関する規則（第2条関係）新旧対照表

新規則（案）	旧規則
第1条（略） (入館料等の減免)	第1条（略） (入館料等の減免)
第2条 草津市史跡草津宿本陣条例（平成7年草津市条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定により特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。 (1)～(2)（略） (3) 市内の幼稚園、保育所および認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の教員、保育士等が、幼稚園等の行事として、園児等を引率して観覧するとき 全額 (4)（略） 2～3（略） 第3条（略） 別記様式第1号～第2号（略）	第2条 草津市史跡草津宿本陣条例（平成7年草津市条例第22号。以下「条例」という。）第5条の規定により特別な理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、それぞれ当該各号に定める額を減額し、または免除するものとする。 (1)～(2)（略） (3) 市内の幼稚園および保育所（以下「幼稚園等」という。）の教員、保育士等が、幼稚園等の行事として、園児等を引率して観覧するとき 全額 (4)（略） 2～3（略） 第3条（略） 別記様式第1号～第2号（略）

## 草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱の一部を改正する要綱

草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱（平成2年5月1日制定）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を、次のように改める。

別記様式第1号（第4条第2項関係）

第　　号

## 埋蔵文化財発掘調査要員雇用通知書

様

職種	<input type="checkbox"/> 調査補助員A <input type="checkbox"/> 作業員B	<input type="checkbox"/> 調査補助員B <input type="checkbox"/> 整理員A	<input type="checkbox"/> 作業員A <input type="checkbox"/> 整理員B		
賃金	1 <input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給 円を支給する。 2 <input type="checkbox"/> 昇給 <input type="checkbox"/> 無				
賃金支給	毎月末日を賃金計算締切日とし、翌月の15日（土曜日、日曜日または休日にあたる場合は、その前日）に支給する。				
勤務場所	草津市教育委員会歴史文化財課長が指定する場所。				
勤務時間等	1 始業・終業の時刻等 始業（9時00分） 終業（16時45分） 2 休憩時間 60分 (ただし、業務の運営を考慮して、歴史文化財課長が必要であると認める場合は45分) 3 1月あたり最大勤務日数 日 (ただし、勤務日は草津市教育委員会歴史文化財課長が指示した日とする。)				
雇用期間	年 月 日から 年 月 日までの別に定める日。 ただし、予算の減少または廃止により、雇用期間の途中で失職する場合がある。 この場合、失職する1月前までに通知する。				
退職に関する事項	1 退職日については、雇用期間満了日とする。（解雇通知は行わない。） 2 雇用期間中の解雇については、勤務成績が良くない場合等、草津市臨時職員等の給与・勤務条件に関する要綱による。				
その他	1 労働災害補償については、草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱を適用する。 2 その他の雇用条件については、草津市文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱の規定による。				

年　月　日

草津市教育委員会

## 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

草津市埋蔵文化財発掘調査等に係る調査要員に関する要綱の一部改正 新旧対照表

新要綱	旧要綱																																																																																																								
<p>第1条～第12条 (略) 別記様式第1号 (第4条第2項関係)</p> <p>別記様式第1号 (第4条第2項関係)</p> <p>第1号</p> <p>埋蔵文化財発掘調査要員雇用通知書</p> <p>様</p> <table border="1"> <tr> <td>職 権</td> <td>調査活動日A</td> <td>調査活動日B</td> <td>作業員A</td> <td>作業員B</td> <td>監理員A</td> <td>監理員B</td> </tr> <tr> <td>賃 金</td> <td>1 日単位</td> <td>1日単位</td> <td>円を支給する。</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賃 金 支 配</td> <td colspan="6">毎月末日を賃金計算期日とし、翌月の15日(土曜日、日曜日または休日にあたる場合は、その前日)に支給する。</td> </tr> <tr> <td>就 勤 地 所</td> <td colspan="6">草津市教育委員会埋蔵文化財調査課が担当する場所。</td> </tr> <tr> <td>就 勤 時 刻 等</td> <td colspan="6">           1 案内・歴史的構造            始点(9時00分) 終点(16時45分)            2 休憩時間 60分            (ただし、実際の運営を考慮して、歴史文化財調査が必要であると認める場合            12時45分)            3 1ヶ月あたり最大勤務日数 1日            (ただし、勤務日は草津市教育委員会埋蔵文化財調査が指揮した日とする。)         </td> </tr> <tr> <td>雇 用 期 間</td> <td colspan="6">単 月 日から 単 月 日までの間に定められ。ただし、予約の時は少なくとも提出により、雇用期間の途中で失職する場合がある。この場合は、失職する1ヶ月までに通知する。</td> </tr> <tr> <td>解 聘 に 関 す る</td> <td colspan="6">           1 退職日について、雇用期間満了日とする。(解雇通知は行わない。)            2 雇用期間途中の解雇については、当然成績がよくない場合は、草津市教育委員会がなり、他の条件に対する要請による。         </td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td colspan="6">           1 分擔保管装置については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金を適用する。            2 その他の雇用条件については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金の規定による。         </td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td colspan="6"></td> </tr> </table> <p>草津市教育委員会</p> <p>様式第2号 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>別記様式第1号 (第4条第2項関係)</p> <p>第1号</p> <p>埋蔵文化財発掘調査用員雇用通知書</p> <p>様</p> <table border="1"> <tr> <td>職 権</td> <td>調査活動日A</td> <td>調査活動日B</td> <td>作業員A</td> <td>作業員B</td> <td>監理員A</td> <td>監理員B</td> </tr> <tr> <td>賃 金</td> <td>日 単</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>就 勤 地 所</td> <td colspan="6">草津市教育委員会埋蔵文化財調査課が指定する場所</td> </tr> <tr> <td>就 勤 時 刻</td> <td colspan="6">午前9時から午後4時45分まで 休憩時間45分</td> </tr> <tr> <td>雇 用 予 定 期 間</td> <td colspan="6">平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に定めらる日</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td colspan="6">その他の雇用条件については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金を適用する旨による。 雇用期間が満了すれば当然失職するので、解雇通知は行ない。</td> </tr> </table> <p>平成 年 月 日</p> <p>草津市教育委員会</p> <p>様式第2号 (略)</p>	職 権	調査活動日A	調査活動日B	作業員A	作業員B	監理員A	監理員B	賃 金	1 日単位	1日単位	円を支給する。				賃 金 支 配	毎月末日を賃金計算期日とし、翌月の15日(土曜日、日曜日または休日にあたる場合は、その前日)に支給する。						就 勤 地 所	草津市教育委員会埋蔵文化財調査課が担当する場所。						就 勤 時 刻 等	1 案内・歴史的構造 始点(9時00分) 終点(16時45分) 2 休憩時間 60分 (ただし、実際の運営を考慮して、歴史文化財調査が必要であると認める場合 12時45分) 3 1ヶ月あたり最大勤務日数 1日 (ただし、勤務日は草津市教育委員会埋蔵文化財調査が指揮した日とする。)						雇 用 期 間	単 月 日から 単 月 日までの間に定められ。ただし、予約の時は少なくとも提出により、雇用期間の途中で失職する場合がある。この場合は、失職する1ヶ月までに通知する。						解 聘 に 関 す る	1 退職日について、雇用期間満了日とする。(解雇通知は行わない。) 2 雇用期間途中の解雇については、当然成績がよくない場合は、草津市教育委員会がなり、他の条件に対する要請による。						そ の 他	1 分擔保管装置については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金を適用する。 2 その他の雇用条件については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金の規定による。						年 月 日							職 権	調査活動日A	調査活動日B	作業員A	作業員B	監理員A	監理員B	賃 金	日 単	円					就 勤 地 所	草津市教育委員会埋蔵文化財調査課が指定する場所						就 勤 時 刻	午前9時から午後4時45分まで 休憩時間45分						雇 用 予 定 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に定めらる日						そ の 他	その他の雇用条件については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金を適用する旨による。 雇用期間が満了すれば当然失職するので、解雇通知は行ない。					
職 権	調査活動日A	調査活動日B	作業員A	作業員B	監理員A	監理員B																																																																																																			
賃 金	1 日単位	1日単位	円を支給する。																																																																																																						
賃 金 支 配	毎月末日を賃金計算期日とし、翌月の15日(土曜日、日曜日または休日にあたる場合は、その前日)に支給する。																																																																																																								
就 勤 地 所	草津市教育委員会埋蔵文化財調査課が担当する場所。																																																																																																								
就 勤 時 刻 等	1 案内・歴史的構造 始点(9時00分) 終点(16時45分) 2 休憩時間 60分 (ただし、実際の運営を考慮して、歴史文化財調査が必要であると認める場合 12時45分) 3 1ヶ月あたり最大勤務日数 1日 (ただし、勤務日は草津市教育委員会埋蔵文化財調査が指揮した日とする。)																																																																																																								
雇 用 期 間	単 月 日から 単 月 日までの間に定められ。ただし、予約の時は少なくとも提出により、雇用期間の途中で失職する場合がある。この場合は、失職する1ヶ月までに通知する。																																																																																																								
解 聘 に 関 す る	1 退職日について、雇用期間満了日とする。(解雇通知は行わない。) 2 雇用期間途中の解雇については、当然成績がよくない場合は、草津市教育委員会がなり、他の条件に対する要請による。																																																																																																								
そ の 他	1 分擔保管装置については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金を適用する。 2 その他の雇用条件については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金の規定による。																																																																																																								
年 月 日																																																																																																									
職 権	調査活動日A	調査活動日B	作業員A	作業員B	監理員A	監理員B																																																																																																			
賃 金	日 単	円																																																																																																							
就 勤 地 所	草津市教育委員会埋蔵文化財調査課が指定する場所																																																																																																								
就 勤 時 刻	午前9時から午後4時45分まで 休憩時間45分																																																																																																								
雇 用 予 定 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に定めらる日																																																																																																								
そ の 他	その他の雇用条件については、草津市教育委員会埋蔵文化財調査課に係る請求書に因する料金を適用する旨による。 雇用期間が満了すれば当然失職するので、解雇通知は行ない。																																																																																																								

草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市文化財保存事業補助金交付要綱(昭和 59 年草津市告示第 88 号)の一部を次のように改正する。

別表民俗・無形文化財保存育成の部伝統的な形式(日時・場所)で行う民俗文化財の伝承活動の項補助率の欄を次のように改める

1／2 以内  
(ただし、日本遺産に認定された  
ものについては 2／3 以内とする)

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

新 要 綱 (案)				旧 要 綱			
第1条～第5条 (略) 別表 (第3条関係)				第1条～第5条 (略) 別表 (第3条関係)			
事業種別	事業内容	指定区分	補助率	事業種別	事業内容	指定区分	補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
民俗・無形文化財保存育成	(略) 伝統的な形式(日時・場所)で国 行う民俗文化財の伝承活動	(略)	(略) 1/2以内 (ただし、日 本遺産に認 定されたも のについて は2/3以内 とする)	伝統的な形式(日時・場所)で国	伝統的な形式(日時・場所)で国	1/2以内	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
付 則							
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。							

## 草津市学校事務共同実施推進協議会要綱

### (設置)

第1条 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年滋賀県条例第48号)第2条第2号および第3号に規定する事務その他の草津市立小学校および中学校における事務を共同で処理し、効率的な学校運営を行うため、草津市学校事務共同実施推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同実施組織(前条の事務を共同で処理するための組織をいう。以下同じ。)の事務の総括および調整に関すること。
- (2) 共同実施組織における業務内容の検討および改善に関すること。
- (3) 共同実施組織の円滑な事務執行のための指導および助言に関すること。
- (4) 事務職員の事務処理能力向上のための研修に関すること。

### (組織)

第3条 推進協議会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 共同実施組織を構成する小学校および中学校の校長代表
- (2) 共同実施組織を構成する小学校および中学校の教頭代表
- (3) 教育委員会事務局の代表
- (4) 共同実施組織を構成する小学校および中学校の事務職員代表
- (5) 第6条で定めるグループの代表

2 委員長は、前項第1号に規定する校長代表とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (会議)

第5条 推進協議会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。  
(グループ)

第6条 委員長は、所掌事務を分掌させるため、必要に応じて推進協議会の下にグループを置くことができる。

### (庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

### (細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進協議会に諮って定める。

### 付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱（昭和 60 年 7 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「に、児童等の学習活動の促進および生活態様の向上を図るために、自主的ななかまづくり活動および学習活動」を「の自主的ななかまづくり活動として、自主活動事業」に改める。

第 2 条中「自主的ななかまづくり活動および学習活動（草津市立隣保館条例（昭和 46 年条例第 9 号）第 4 条及び草津市立教育集会所設置条例（昭和 47 年草津市条例第 9 号）第 3 条の規定により指定管理者に管理を行わせる施設にあって自主的ななかまづくり活動。）」を「草津市立教育集会所および草津市立隣保館において行う自主的ななかまづくり活動」に改める。

第 3 条第 3 項中「（以下「館長」という。）」を「（指定管理者が管理する場合にあっては指定管理者。以下「館長等」という。）」に改める。

第 4 条第 2 項中「館長、校長および児童等の保護者の」を「館長等、草津市立の小中学校長および児童等の保護者の」に改める。

第 5 条中「館長」を「館長等」に改める。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

新要綱（案）	旧要綱
<p>（目的）</p> <p>第1条 教育委員会は、旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）に規定する対象地域の児童および生徒（以下「児童等」という。）が部落解放のための意欲および実践力を養うための<u>自主的ななまづくり活動として、自主活動事業の指導を行うものとする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 教育委員会は、旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）に規定する対象地域の児童および生徒（以下「児童等」という。）が部落解放のための意欲および実践力を養うために、<u>児童等の学習活動の促進および生活態様の向上を図るために、自主的ななまづくり活動および学習活動の指導を行うものとする。</u></p>
<p>第2条 この要綱において「自主活動事業」とは、<u>草津市立教育集会所および草津市立隣保館において行う自主的ななまづくり活動</u>をいう。</p>	<p>第2条 この要綱において「自主活動事業」とは、<u>自主的ななまづくり活動および学習活動（草津市立隣保館条例（昭和46年条例第9号）第4条及び草津市立教育集会所設置条例（昭和47年草津市条例第9号）第3条の規定により指定管理者に管理を行わせる施設にあって自主的ななまづくり活動。）</u>をいう。</p>
<p>（自主活動事業の指導）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 自主活動事業の指導者は、草津市立教育集会所館長（<u>指定管理者が管理する場合は指定管理者</u>。以下「館長等」という。）と連絡をとりながら自主活動事業の指導を実施するものとする。</p>	<p>（自主活動事業の指導）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 自主活動事業の指導者は、草津市立教育集会所館長（以下「館長」という。）と連絡をとりながら自主活動事業の指導を実施するものとする。</p>

新要綱（案）	旧要綱
<p>4～5 (略)          (自主活動事業運営委員会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員会は、館長等、草津市立の小中学校長および児童等の保護者          の代表等によって組織する。          (実績報告等)</p> <p>第5条 館長等は、自主活動事業の指導者の報告を受けて自主活動事業指導実績報告書（別記様式）を作成し、市長に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p> <p><u>付 則</u>          この要綱は、平成31年 月 日から施行する。</p>	<p>4～5 (略)          (自主活動事業運営委員会)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 委員会は、館長、校長および児童等の保護者の代表等によって組織する。          (実績報告等)</p> <p>第5条 館長は、自主活動事業の指導者の報告を受けて自主活動事業指導実績報告書（別記様式）を作成し、市長に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>

## 寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
簡単テント 長机 ブルーレイプレーヤー	1 6 1	125,000 15,800 11,795	125,000 94,800 11,795	草津市野路九丁目6番12号 玉川小学校PTA	H31年 3月19日	玉川小学校
小計			231,595			
デジタルカメラ	6		88,078	草津市矢倉二丁目5-50 H30年度矢倉小学校卒業生	H31年 3月19日	矢倉小学校
小計			88,078			
組立式書架	1		188,000	草津市矢倉二丁目5-50 矢倉小学校図書ボランティア会 代表 保坂 晴子	H30年 2月13日	矢倉小学校
小計			188,000			
児童傘立て 屋外テント パイプ椅子 パイプ椅子輸送用台車	23 1 300 1		361,000 129,600 810,000 37,368	草津市矢倉二丁目5-50 矢倉小学校PTA	H29年 8月23日 ~10月20日	矢倉小学校
小計			1,337,968			
テント 重り	2 12		195,000 65,000	草津市追分七丁目6-1 高穂中学校3年生PTA	H31年 3月8日	高穂中学校
小計			260,000			
加湿器	2		27,560	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東小学校教育振興会	H30年 12月12日	笠縫東小学校
小計			27,560			

**寄付受け入れ報告**

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
新聞閲覧台	1		30,000	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東小学校教育振興会	H30年 11月1日	笠縫東小学校
小計			30,000			
パイプいす用台車	2		92,664	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東小学校教育振興会	H30年 10月3日	笠縫東小学校
小計			92,664			
ミストシャワー	4		321,320	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東小学校教育振興会	H30年 8月25日	笠縫東小学校
小計			321,320			
花瓶	1		75,600	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東学区教育振興会	H30年 3月6日	笠縫東小学校
小計			75,600			
アルミ枠付き掲示板	1		66,000	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東学区教育振興会	H29年 11月8日	笠縫東小学校
小計			66,000			
ウォータークーラー	1		29,800	草津市平井三丁目8番1号 笠縫東学区教育振興会	H28年 6月13日	笠縫東小学校
小計			29,800			

## 寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
リサイクルトイレットペーパー	5,600		249,318	京都市下京区烏丸通松原上る 薬師前町700 ㈱京都銀行 取締役頭取 土井 伸宏	H31年 4月23日 以降	小中学校
小計			249,318			
南笠東小学校体育館 トイレ改修一式	1式		2,948,400	大阪府高槻市古曾部町1丁目 川瀬 剛史	H31年 4月8日	南笠東小学校
小計			2,948,400			
合計			5,946,303			